三好市いじめ防止基本方針

三好市教育委員会

令和７年４月１日【改定】

＜ 目　次＞

Ⅰ　基本的な考え方
1 はじめに・・・

三好市いじめ防止基本方針

三好市教育委員会　平成２６年１０月策定
平成２７年２月一部改定
平成２９年８月一部改定
令和５年６月一部改定
令和７年４月一部改定

Ⅰ　基本的な考え方

１　はじめに

いじめは、「人として決して許されない行為」であり、学校は「いじめはどの子どもにも起こりうるものである」という認識に立ち、市、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となって、いじめの防止、早期発見・早期解決に取り組まなければならない。

「三好市いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持することを目的として、国・県・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という）」第１２条の規定に基づき、三好市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めたものである。

本基本方針の策定以降、いじめの認知件数の増加傾向が続いていることは、積極的な認知が進んだことによるものと評価される一方で、全国ではいじめの重大事態が増加傾向にあり、大変憂慮すべき状況である。こうした現状と児童生徒を取り巻く社会情勢を踏まえ「いじめは絶対に許さない、認知されたいじめはすべて解決する」という強い信念を持ち、いじめの防止・早期発見・早期解決への取組を進め、子どもたちが互いに思いやり、心身ともに健やかに成長できる社会を実現するため、本市の基本方針を改定する。

２　いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」

（定義）
第２条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下、「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめを行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるものの、学校いじめ対策組織へ情報を共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

○冷やかしやからかい　○悪口や脅し文句　○嫌なことを言われる
○仲間はずれ　○集団による無視　○叩かれたり、蹴られたりする
○ぶつかられる　○金品を盗まれたり、隠されたり、壊されたりする
○金品をたかられる　○パソコンや携帯電話などで誹謗中傷や嫌なことをされる
○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、又はさせられる　等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

３　いじめの防止等の対策に関する基本理念

「法」及び「徳島県いじめ防止等のための基本的な方針」の趣旨に則り、いじめ問題解決のために次のように取り組んでいく。

（１）すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

（２）すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解できるようにする。

（３）いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服を目指して取り組むようにする。

Ⅱ　いじめの防止等に関する基本的な考え方

1　いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめ問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、いじめを生まない土壌をつくるために学校、家庭、地域が一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

2　いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な事象であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や心理検査、個人面談、教育相談の実施、子どものＳＯＳ相談窓口を集約して周知する等、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

3　いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じて関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校においても組織的な対応を可能にするような体制整備が必要である。

4　地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、ＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会や学校支援ボラティア（学校支援地域本部事業）を活用したりするなど、いじめ問題について学校と地域、家庭が連携した対策を

推進する必要がある。
　また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

5　関係機関との連携
　いじめ問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、普段から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。
　例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が関係機関による取組と連携することも重要である。

Ⅲ　いじめの防止等のために三好市教育委員会が実施する施策

1　「三好市いじめ防止基本方針」の策定
　三好市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「三好市いじめ防止基本方針（以下「方針」という）」を定める。

2　「三好市いじめ問題対策連絡協議会」の設置　（法第１４条１項による）
　いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため「三好市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という）を置く。　≪別表参照≫

3　「三好市いじめ問題対策委員会」の設置　（法第１４条３項による）
（1）三好市のいじめ問題等の対策の中核として、教育委員会内に「三好市いじめ問題等対策委員会（以下「対策委員会」という）を置く。　≪別表参照≫
（2）対策委員会では、いじめ防止等のための広報活動、各学校・幼稚園に対する指導助言、いじめ事案が発生したときの調査協力及び主体となっての調査、関係機関との連絡調整、市民からの教育相談の実施等、いじめ問題等に対応していくための諸活動を行う。

4　「三好市いじめ問題調査委員会」の設置　（法第２８条による）
　いじめに関する重大事態が発生した場合、問題解決の中核機関として「三好市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という）を設置する。　≪別表参照≫
　※重大事態とは
　　いじめにより、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや
　　児童生徒が相当の期間　学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある
　　と認めるとき

5　いじめの防止に向けた取組
（1）児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育及び体験

活動の充実を図る。

（2）いじめ防止等のための対策が専門的な知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。

（3）市内全ての学校に「いじめ防止子ども委員会」を設置し、児童生徒が主体となって、いじめ問題に取り組む活動の推進を図る。

（4）スマートフォン等の正しい利用方法や危険性について理解させる「スマホ・ネット安全教室」の実施を促進し、児童生徒の情報モラル教育の充実を図るなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する取り組みを進める。あわせて、保護者に対しても、インターネット上の書き込みやＳＮＳのトーク等がいじめの温床となる危険性があることやフィルタリングの利用促進等について、広報や啓発に取り組む。

（5）いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性等についての広報や啓発に取り組む。また、学校や家庭に「いじめ相談ホットライン」の周知を図り、いつでもいじめ等の悩みを相談することができる体制づくりに努める。

6　いじめの早期発見に向けた取組

（1）地域におけるいじめ等を見逃さないように児童生徒の見守り活動の充実を図るため、学校と家庭の連携のもとに地域社会との協働という観点を加え、児童生徒のいじめ等の問題行動の防止や早期発見に取り組む。例えば、学校関係者とＰＴＡや関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会や学校支援ボランティア（学校支援地域本部事業）を活用したりするなど、いじめ問題等について学校と地域、家庭が連携した対策を推進する。また、日ごろから学校内外で児童生徒と多くの人が接するような交流学習等を推進する。

（2）児童生徒のメンタルヘルスに関しての専門的な知識・経験を有したスクールカウンセラーを学校へ派遣し相談体制の充実を図る。

（3）学校が組織として対応するため、児童生徒の支援状況等を一元的に把握し、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等の調整役として活動する教職員を教育相談コーディネーターとして指名し、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを学校いじめ対策組織の構成員とするとともに、そのことを児童生徒及び保護者に積極的に周知する取組を進める。

（4）夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みを相談することができるよう「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」や「いじめホットライン」等、子どもの相談窓口を集約し、学校や家庭に周知する。

7　いじめの解消に向けた取組

（1）学校だけでは解決が困難な事案（いじめ、暴力行為等）に対しては、教育委員会が児童相談所、所轄警察署、青少年育成センター等の関係機関と連携して必要な指導、助言を行うことにより学校を支援し、問題の解決に取り組む。また、専門的な知識を有する医師や公認心理師等を派遣し、児童生徒の実態把握や適切な指導方法及び対応等について指導、助言を行うことにより問題の解決に取り組む。

（2）学校が行う学校評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのでなく、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。教員評価においても、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を評価するよう必要な指導・助言を行う。

8　地域や家庭、関係機関と連携した取組

（1）例えばＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用するなど、いじめ問題について学校と地域、家庭と連携した対策を推進する。

（2）日頃から学校内外で児童生徒と多くの大人が接するような取組を推進する。

（3）児童生徒をめぐる様々な人権問題について相談活動に当たっている法務局との連携を強化し、いじめ問題の早期発見、早期解決を図る。

（4）警察と情報共有体制を構築し、緊密な連携の下、児童生徒のいじめ等問題行動への対応を図る。また、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校の状況等を踏まえながら、必要に応じて警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

9　学校評価の留意点、教員評価の留意点

（1）学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。加えて、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、結果を踏まえてその改善に取り組まなければならない。

　したがって、教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

（2）教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

Ⅳ　いじめの防止等のために学校が実施する施策

1　学校いじめ防止基本方針の策定

（1）各学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」「徳島県いじめ防止等のための基本的な方針」及び「三好市いじめ防止基本方針」を参酌し、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「学校いじめ防止基本方針」として策定し、体系的・計画的に、いじめの防止・早期発見等に取り組む。

（2）学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱え込んだり、学校がいじめを隠したと誤解されることのないよう、いじめに対しては、個々の教職員ではなく、組織として一貫した対応を行う。

（3）学校いじめ防止基本方針に、いじめの発生時における学校の対応を示すことにより、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。また、いじめを行った児童生徒への具体的な指導方法を定め、再発防止を図る。

（4）学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへ掲載するなど、保護者や地域住民に積極的に周知するとともに、児童生徒等に対しては、入学時や各年度の始期にその

内容を十分に説明する。

2　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

（1）各学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「学校いじめ問題対策委員会」等の組織を設置する。

（2）学校いじめ対策組織は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の実情に応じて複数の教職員（管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等）から構成する。また、可能な限りスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を加え、実効性のある人選とする。あわせて、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たっては、児童生徒と関係の深い教職員を加える。

（3）学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

（4）いじめの未然防止・早期発見の実効化のために、学校いじめ対策組織に児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等を加わえるとともに、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性（お互いに支え合い、高め合っていく協働的な関係）を向上させる。

（5）学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。

3　学校におけるいじめの防止

（1）学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童生徒が円滑に他の児童生徒と心の通じ合うコミュニケーションを図る能力を育てる。

（2）学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、自分がしたことを感謝されてうれしかった、自分は頼りにされている、誰かの役に立っている、みんなから認められていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることで、自分は大切な存在である、自らは価値ある存在であると認め、自他ともに受け入れることができる自己肯定感が高められるように努める。

（3）児童生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

（4）「いじめ防止子ども委員会」の活動を通して、児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、解決に向けて主体的に取り組み、いじめのないより良い学校づくりをしようとする積極的な態度と実践力を養う。

（5）いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育

てる。

（6）被災時には、誰もがひっ迫した状態になり、人権感覚が薄れる状況に陥りやすい。児童生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。

（7）児童生徒に対して、インターネット等を通じて行われるいじめに対処するために、情報モラル教育を充実し、インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに、スマホ・ネット安全教室等を行い、情報モラルの向上に関する指導の充実を図る。

（8）インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童生徒等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。インターネット上の不適切な書き込み等については、消去することは非常に難しく、事案によっては刑法上、民事上の処罰を受ける可能性があることを理解させる。

（9）いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員全員による共通理解を図る。また、児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

(10) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うとともに、子供たち一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細かな指導・支援に努める。

(11) 特に配慮が必要な児童生徒（文部科学省『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』３ページを参照）については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(12)「ゆすり」や「たかり」は、警察との連携を緊密にして対応する。また、「おごり」という名目で「ゆすり」や「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童生徒の行動や交友関係等をしっかりと把握し、早期発見に努め、適切に対応する。

(13) いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために、中学校・高等学校に入学する児童生徒に関する丁寧な引継ぎや、不安感を取り除く取組等、小学校と中学校及び中学校と高等学校の円滑な接続を図る。

(14) いじめの防止等に向けて普段から教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として許されない」との雰囲気を学校全体に醸成して、誰もがいじめる側、いじめられる側になりうることを踏まえ、児童生徒自らがいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

４　学校におけるいじめの早期発見

（1）日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

（2）年度当初に適切に計画を立てた１人１台端末等を活用した定期的なアンケート調査、個人面談、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒がいじめに関して訴えやすいえやすい雰囲気をつくり、児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応する。

（3）児童生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談担当窓口や相談室等の利用について広く周知する。いじめの情報が寄せられたとき

は、情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し組織的な対応をとる。

5　学校におけるいじめに対する措置

（1）いじめ事案は、迅速で適切な初期対応が重要であることを十分認識し、いじめの発見や通報を受けた教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに学校のいじめの防止等のための組織に情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、学校長はいじめの事実確認の結果について教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

（2）いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝えて不安の除去に努めるとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。

（3）いじめを行った児童生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その際、いじめを行った児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全に配慮するとともに健全な人格の発達を促すため、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえ指導を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。また、保護者に対しては、正確に情報を伝えて理解を得るよう努力する。

（4）児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（5）いじめ事案について、当該行為が警察に相談または通報を行うべき犯罪行為（触法行為を含む）に該当するか否か、学校及び教育委員会が判断するのが困難なことが多い。そこで、次のように＜警察に相談又は通報すべきいじめの事例＞を参考として示す。

なお、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校は、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者に対して周知しておくことが重要である。

＜警察に相談又は通報すべきいじめの事例＞

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ・無理やりズボンを脱がす。	暴行 （刑法第２０８号）
・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる、	傷害 （刑法第２０４条）
・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ （刑法第１７６条）
・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 （刑法第２４９条）
・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ・財布から現金を盗む。	窃盗 （刑法第２３５条）
・自転車を壊す。 ・制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 （刑法第２６１条）

・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要 （刑法第２２３条）
・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 （刑法第２２２条）
・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉棄損、侮辱 （刑法第２３０条、２３１条）
・同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与 （刑法第２０２条）
・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ・同級生の裸の写真・動画を友達１人に送信して提供する。 ・同級生の裸の写真・動画をＳＮＳ上のグループに送信して多数の者に提供する。 ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等 （児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条）
・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上で公表する。	私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） （私事性的画像記録の提供による被害の防止に関する法律第３条）

（6）インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要に応じて法務局の協力を求める。

（7）教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で懲戒を加えることも考えられる。

（8）いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

（9）いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされ、「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。

ア　いじめに係る行為が止んでいること

その期間は、少なくとも３か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに、長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校いじめ対策組織の判断で、より長期な期間を設定することができる。

イ　いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

6　地域や家庭との連携

（1）学校は、ＰＴＡや地域の子どもの健全育成に関わる関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。また、学校運営協議会や学校支援ボランティア（学校支援地域本部事業）を活用するなど学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（2）家庭においていじめが疑われるときは、家庭だけで悩むことなく積極的に学校や関係機関等に相談し、連携して対応するよう指導や啓発に努める。

7　より実効性の高い取組を実施するための措置

（1）当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すなど、各学校のいじめの防止等の取組についてＰＤＣＡ（Ｐ：Plan＝計画、Ｄ：Do＝実行、Ｃ：Check＝評価、Ａ：Action＝改善）サイクルで検証を行う。

（2）いじめについての生徒指導上の諸問題に関する校内研修（事例研究やロールプレイ等）を充実させ、組織的かつ迅速な対応の方策を確認し、全ての教職員の共通理解を図る。

8　関係機関との連携

警察や青少年育成センター等との情報共有体制を構築し、緊密な連携のもと児童生徒のいじめ問題行動への対応を図る。

Ⅴ　重大事態への対処

1　重大事態の意味

「法第２８条第１項」において、次に揚げる場合をいじめの重大事態としている。

（1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害があると認めるとき。

（2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※　欠席日数については年間３０日を目安とするが、日数にこだわらず事案や被害児童生徒の状況を十分考慮して判断する。

2　三好市教育委員会又は学校による調査

（1）重大事態が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。

（2）教育委員会は、重大事態であると認められるときは、「調査委員会」を設置して重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。（文部科学省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン令和６年８月改訂版』２１ページを参照）。その際、学校に設置している「学校いじめ問題対策委員会」と連携して調査を行う。

（3）教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で説明しなければならない。その際、児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に行う。

（4）教育委員会及び学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、心のケアを行うとともに状況に応じて医療機関等とも連携して継続的な支援を行う。

（5）教育委員会及び学校は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対して、必要な指導・助言を行うとともに、状況に応じて警察や児童相談所等とも連携して対処する。
（6）調査結果は、教育委員会より市長に報告する。

3　市長による再調査
（1）市長は、法２８条第１項の規定による調査結果の報告を受けたとき、必要があると認めるときは、法第３０条第２項の規定に基づき、専門的知識及び経験を有する第三者による「三好市いじめ問題再調査委員会」を設け調査（以下「再調査」という）を行う。
（2）市長は、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、再調査の結果を議会に報告する。また、教育委員会に対して必要な措置について意見を述べることができる。
（3）市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。
（4）再調査を行った場合は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して調査結果等を説明する。

Ⅵ　その他の事項

1　教育委員会は、基本方針やいじめ防止等の対策の状況について点検及び評価を行い、その結果についてホームページ等で公表する。また、適宜、いじめ防止のための基本方針の見直しや改善のために必要な措置を行う。
2　学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みについて毎年度点検・評価を行い、見直しや改善を図る。